

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について No.12

○平成27年10月から通知カードによりマイナンバーが付番され、平成28年1月からは申請された方に対してマイナンバーカードの交付が始まったことで、マイナンバー制度がより身近な存在になってきました。

○今後様々な手続において、マイナンバーが必要になりますが、改めて次の点にご注意ください。

1 マイナンバーの取扱について

マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードやマイナンバーカードをなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないようにしてください。

また、マイナンバーの通知や利用、マイナンバーカードの交付などの手続で、行政機関などが口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。銀行のATMの操作をお願いすることはありません。



2 通知カードの利用範囲について

通知カード(紙製)は、社会保障・税・災害対策における各手続の際に、「マイナンバーの確認のため」のみ利用することができます。

一般的な本人確認の手続には利用できませんので、ご注意ください。

3 住民票異動や戸籍届出の際はカードの持参をお忘れなく

住民票の異動(転入・転居・転出)や戸籍の届出(婚姻等による氏名変更)の場合には、カード(通知カードまたはマイナンバーカード)の記載事項変更が必要となりますので、手続の際には窓口までカードをご持参ください。

マイナンバーについてのお問い合わせ先

マイナンバー

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

営業時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く。)

平成27年度の申請期限は平成28年3月18日(金)までです

家庭用LED照明購入費補助制度

町では、LED照明(LED電球及びLED照明器具)の普及促進により、電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、LED照明の購入費用補助を行っています。

補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

補助対象

平成28年3月18日(金)までに購入したLED照明の費用。(設置費、工賃等は補助対象に含まれません。)

補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので500円単位になります。

補助申請

補助金申請書に領収書の原本(購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。)を添えて提出してください。

補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。

【申請期限】 平成28年3月18日(金)まで

【申請先】 総務課企画振興グループまたは問寒別出張所

問い合わせ先 総務課企画振興グループ 電話:5-1111(内線222,223,224.) 告知端末機:5-8812